

第 1 3 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 4 年 6 月 2 9 日（水）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年6月29日(水) 午後1時30分から 2時8分

2. 開催場所 セタナ町役場 第3会議室

3. 出席委員(14人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(1人)

8番 小 島 敏 人

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第5	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第6	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
第7	議案第5号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	丹	羽	優
農地係長	小	池	秀 樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

- 事務局長 ただいまより第13回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。
- 会長 皆さん大変どうもご苦労様でございます。大変お忙しい時期にかかわらず、ご出席いただきましたことを厚く御礼申し上げます。
また昨日からの大雨の関係で色々農業被害も出てるようでございます。そういった関係で本日は迅速に総会を行っていきたいなと思ってございます。
- 会長 本日町内をまわってみましたが、被害的が出ている地区もあれば、まだ被害が出ていない地区もあるようです。
また降り出した雨が夜半まで降るということで心配されるところでございます。
- 会長 先日、北海道農業会議の総会があり出席させていただきました。そのときに農業者年金の総会もございまして、農業者年金の役員の改選がございました。
- 会長 また、6月24日にも常設審議会でも道の会議に出席させていただきました。今の政府の産地交付金の関係について陳情に行った結果等を色々説明を受けてございます。
そのなかで頑として譲らないのは、今後5年間やはり水張りをしない田んぼは水田交付金から外すというのは全然変わってこないみたいです。
- 会長 交付金に関係する内容としては、今後現場の声を聞きながら検討していくという回答はもらっているようでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたしたいと思います。
引き続き上京したメンバーで陳情に行くということで、また秋にも上京して国会議員さん辺りに陳情します。
- 会長 またもう既に、令和5年度の陳情する日程も決まっております。
令和5年度の5月30日に上京した際は、農業委員会として農政について色々陳情をしたいと思ってございます。
- 会長 それでは本日は議案第1号から5号まででございます。慎重審議の程お願いいたしまして、簡単ではありますがご挨拶に代えさせていただきます。
- 事務局長 ありがとうございます。本日小島委員より欠席の届けでがございました。

事務局長 た。只今の出席委員は 14 名で定足数に達しております。したがって、
せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。
せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となること
から、会長に議事進行をお願いします。

議長 はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長 「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、10 番金谷委員、11 番弥左委員を指名いたします。
この指名は、第 13 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長 「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長 「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を
議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知が
あったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和 4 年 6 月 29 日
提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料の 1 ページをご覧下さい。

番号 13 番。貸主が、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。借主が、
XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。所在につきましてはXXXXXXXXXX
XXXXXX、面積が XXXX m²、解約理由につきましては、後継者の新築住宅建設の
ためでございます。

事務局 2 ページをご覧下さい。

事務局

番号 14 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、契約期間満了前に更新するためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地法第 3 条の規定による農地について、その賃借権及び使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和 4 年 6 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 3 ページをご覧ください。

番号 16 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は賃貸借、期間につきましては許可の日から 3 年間、単価につきましては、[REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、こちらの理由につきましては、農地を借り入れ営農に励みたいためでございます。

事務局

4 ページをご覧ください。

事務局

番号 17 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 5 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は賃貸借、期間につきましては許可の日から 3 年間、単価につきましては、[REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、こちらの理由につきましても、農地を借り入れ営農に励みたいためでございます。

事務局

5 ページをご覧ください。

番号 18 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 5 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は賃貸借、期間につきましては許可の日から 3 年間、単価につきましては、[REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、こちらの理由につきましても、農地を借り入れ営農に励みたいためでございます。

事務局

6 ページをご覧ください。

番号 19 番。貸主が、[REDACTED] [REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は賃貸借、期間につきましては許可の日から 3 年間、単価につきましては、[REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、こちらの理由につきましても、農地を借り入れ営農に励みたいためでございます。

事務局

7 ページをご覧ください。

番号 20 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は賃貸借、期間につきましては許可の日から 3 年間、単価につきましては、[REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、こちらの理由につきましても、農地を借り入れ営農に励みたいためでございます。

事務局

8 ページをご覧ください。

番号 21 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

事務局

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は賃貸借、期間につきましては許可の日から 3 年間、単価につきましては、[REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、こちらの理由につきましても、農地を借り入れ営農に励みたいためでございます。

事務局

9 ページをご覧ください。

番号 22 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は賃貸借、期間につきましては許可の日から 3 年間、単価につきましては、[REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、こちらの理由につきましても、農地を借り入れ営農に励みたいためでございます。

事務局

10 ページをご覧ください。

番号 23 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 7 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は賃貸借、期間につきましては許可の日から 1 年間、単価につきましては、[REDACTED] 円と [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、こちらの理由につきましては、農地を借り入れ営農に励みたいためでございます。

事務局

11 ページをご覧ください。

番号 24 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、契約内容は使用貸借、期間につきましては許可の日から 2 年間、こちらの理由につきましては、農地を使用貸借したいためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

こちらにつきましても農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 4 年 6 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 21 ページをご覧ください。

番号 84 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 6 月 29 日から 2025 年 6 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。以前 [REDACTED]さんと賃貸してございました。

事務局

22 ページをご覧ください。

番号 85 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 3 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらは合理化事業による売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2022 年 6 月 29 日、対価の支払期限が 2023 年 1 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払

事務局

日、売買価格は■■■■■円でございます。以前は■■■■■さんが所有してございました。

事務局

23 ページをご覧ください。

番号 86 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■の計 3 筆、面積が■■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 6 月 29 日から 2025 年 6 月 28 日までの 3 年間、単価が■■■■■円、賃貸価格が■■■■■円、新規でございまして。以前は■■■■■さんと賃貸してございました。

事務局

24 ページをご覧ください。

番号 87 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■の計 5 筆、内、田んぼが 3 筆■■■■■㎡、畑が 2 筆■■■■■㎡、面積が合わせまして■■■■■㎡、利用目的は水田と普通畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 6 月 29 日から 2025 年 6 月 28 日までの 3 年間、田んぼの単価が■■■■■円、畑の単価が■■■■■円、賃貸価格が■■■■■円、継続でございまして。

事務局

25 ページをご覧ください。

番号 88 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■の計 14 筆、面積が合わせまして■■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 6 月 29 日から 2025 年 6 月 28 日までの 3 年間、■■■■■円、賃貸価格が■■■■■円、継続でございまして。

事務局

26 ページをご覧ください。

番号 89 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■の計 4 筆、面積が合わせまして■■■■■㎡、利用目的は普通畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 6 月 29 日から 2025 年 6 月 28 日までの 3 年間、単価が■■■■■円、賃貸価格が■■■■■円、継続でございまして。

事務局

27 ページをご覧ください。

番号 90 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 10 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 6 月 29 日から 2025 年 6 月 28 日までの 3 年間、単価が分かれてございまして [REDACTED] 円、[REDACTED] 円、[REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

28 ページをご覧ください。

番号 91 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 6 月 29 日から 2025 年 6 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

29 ページをご覧ください。

番号 92 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 4 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 6 月 29 日から 2025 年 6 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、[REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

30 ページをご覧ください。

番号 93 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 6 月 29 日から 2025 年 6 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

31 ページをご覧ください。

番号 94 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等を

事務局

する者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計11筆、内、田んぼが2筆 [REDACTED] m²、畑が9筆 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田と採草畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年6月29日から2025年6月28日までの3年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

32ページをご覧ください。

番号95番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計12筆、内、田んぼが11筆 [REDACTED] m²、畑が1筆 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田と採草畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年6月29日から2025年6月28日までの3年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

33ページをご覧ください。

番号96番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計10筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年6月29日から2025年6月28日までの3年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

34ページをご覧ください。

番号97番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計6筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年6月29日から2025年6月28日までの3年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

35ページをご覧ください。

事務局

番号 98 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 4 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 6 月 29 日から 2025 年 6 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

36 ページをご覧ください。

番号 99 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 6 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 6 月 29 日から 2025 年 6 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

37 ページをご覧ください。

番号 100 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] 信雄さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 6 月 29 日から 2025 年 6 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

38 ページをご覧ください。

番号 101 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 12 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 6 月 29 日から 2025 年 6 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。以前は [REDACTED] と賃貸をしておりました。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について。

農地法第 5 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その賃借権及び使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。令和 4 年 6 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 39 ページをご覧ください。

番号 4 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、地目は畑、面積が [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、後継者の新築住宅建設のため、転用期間は許可日から永久、位置図・配置図につきましては、43 ページ、44 ページの図 1、図 2 のとおりでございます。

こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございますが除外の手続きが進められており、9 月末には除外される見込みでございます。

親の住宅の隣接地であることから申請地が適地であると判断し、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

事務局

45 ページをご覧ください。

番号 5 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、

事務局

■■、■■、地目は畑、面積が■■■は■■■㎡の内■■■㎡、■■■は■■■㎡の内■■■㎡、■■■は■■■㎡の内■■■㎡、面積が合わせまして■■■㎡、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が■■■㎡、保安区域が■■■㎡、採取数量が■■■㎡、転用期間は令和4年9月1日から令和5年6月30日、位置図・配置図につきましては、49ページ、50ページの図3、図4のとおりでございます。

こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございますが、原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものに限って、3年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとありますことから、本件は1年以内の砂利採取でございますが、採取後の復元についても計画されておりますので、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第4号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第7 議案第5号 土地現況証明願について】

議長

「日程第7 議案第5号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案6ページをご覧ください。

議案第5号 土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和4年6月29日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料51ページをご覧ください。

番号8番。所在につきましては■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■の計3筆、面積が合わせまして■■■㎡、公簿地目は畑、現況は全て農地採草放牧地以外、利用状況につきましては山林でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に■■■■■■■■■■

事務局

■、■■■■さんでございます。

2022年6月20日に■■■会長、■■■代理、■■■委員、■■■委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、52ページ、53ページの図5、図6のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第5号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第13回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 4 年 7 月 29 日

会議録署名委員

10番 金谷 勝則

11番 糸左 輝彦

議長 原 田 喜博